

オーバル社会保険労務士法人だより

オーバル社会保険労務士法人 札幌市商工事務センター協同組合
札幌市中央区南1条西6丁目21-1 センチュリーヒルズ5F

#6

2024.3.20 発行

【TOPIX】健康保険料率が改定となりました

健康保険料率が改定となりました

【労働条件明示のルールが改正となります】

4月から「労働条件明示事項」が追加となります

【障害者の法定雇用率引上げ】

4月から障害者の法定雇用率が段階的引上げとなります

【社会保険 短時間労働者に対する適用範囲拡大】

10月から短時間労働者にも社会保険の適用範囲拡大となります



●健康保険料率が改定となりました

<健康保険料率>

令和6年3月分（4月納付分）から健康保険料率が変わります

北海道は10.29%から10.21%に変更となりました。給与計算の際にお間違いのないようご確認ください。
40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、これに介護保険料率（1.60%）が加わります。

北海道	令和5年度	→	令和6年度
	10.29%		10.21%

※令和6年度の雇用保険料率は変更ありません（令和5年度と同じ保険料率です）



●労働条件明示のルールが改正となります

4月1日より、労働契約の締結・更新のタイミングにおける「労働条件明示事項」が追加となります

対象	明示のタイミング	新たに追加となる明示事項
すべての労働者	労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期契約労働者	有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限の有無と内容 (有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)
	無期転換ルールに基づく 無期契約転換申込権が 発生する契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 無期転換後の労働条件を決定する際に、他の正社員等との バランスを考慮した事項の説明に努めなければなりません



特に、有期契約労働者に対し、細かな条件明示が必要となってきます。

労使間のトラブルとならないよう、いま一度制度の見直しや条件の整理を行い、法改正に則った労働条件の明示を行いましょう。

● 社会保険 ～短時間労働者に対する適用範囲拡大～

◆ 10月より、「既に社会保険がかかっている従業員数が51人以上の企業」で働くパート・アルバイト等の短時間労働者にも社会保険の適用範囲が拡大されます

→社会保険に加入させる義務が発生します

1. 週の所定労働時間が20時間以上である
2. 月額賃金額が8.8万円以上になる※
3. 2ヵ月を超える雇用の見込みがある
4. 昼間学生ではない（休学中の学生・夜間学生は社保加入の対象）

※時間外・休日・深夜手当等の割増賃金、賞与、精皆勤手当、通勤手当、家族手当等は月額賃金額に含みません



新たに、短時間労働にも社会保険をかけることになりそうな事業所様には別途ご連絡をいたします。

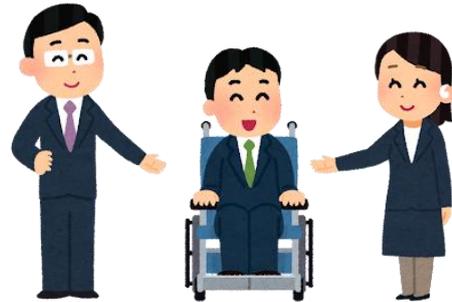
● 障害者の法定雇用率引き上げ

障害の有無に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じ社会参加をすることができる「共生社会」を実現するという理念のもと、全ての事業主に【法定雇用率】以上の割合で、障害者を雇用する義務があります

◆この法定雇用率の段階的な引上げをすることとなり、今年の4月以降は以下の数字となっています。

	法定雇用率	従業員数
令和5年度	2.3%	43.5人以上
令和6年4月	2.5%	40.0人以上
令和8年7月	2.7%	37.5人以上

→従業員40人ごとに障害者1名を雇用する義務が発生



従業員が40人未満であれば障害者の雇用義務はありません。

従業員が40人以上いる企業については、この法定雇用率に基づき、障害者を雇用することが義務付けられています。

◆今回は労務管理の場面で、4月から大きく変わる制度・法律をピックアップしてみました。

◆表面にもあるように、3月より健康保険料率が変わっていますので、特に給与計算の際はお気を付けてください。
また、10月からは社会保険の適用範囲も拡大となるため、会社の運営や入退社時のお手続き、給与計算時など、様々な場面で大きな変化が生まれる1年になりそうです。

◆我が家も、先日息子の幼稚園の卒園式が無事終了し、先生やお友達への感謝で胸がいっぱいになりました。

◆4月から、ご本人・ご家族が新生活を始めるという方もいらっしゃると思います。住所変更や、扶養に入れる・外れる等の変化がございましたら、事前に担当者にご連絡をいただけますと幸いです。

オーバル社会保険労務士法人

ホームページもご覧ください！

URL <https://oval-sr.com/>

